

一般社団法人日本医学教育学会プロフェッショナルリズム部会主催

発達障害関連学生支援ワークショップ2023

医師の卒前教育における合理的配慮と
教育の質保証・社会に対する説明責任の両立

講演 | 「発達障害の特性がある学生に対する合理的配慮と教育の質保証」

筑波大学 ヒューマンエンパワーメント推進局

研究員

船越高樹

Index:

- 1: 医学教育の2023年問題への対応
- 2: 障害学生支援最近の動向
- 3: 障害学生支援 基礎・基本
- 4: 合理的配慮とは何かを理解する
- 5: 教育の質保証と障害学生支援
テクニカルスタンダード?
- 6: with or without Reasonable Accomodation

医学教育の2023年問題への対応

2010年にアメリカで2010年にECFMG(外国の医学部卒業生のための教育委員会)が発表した「2023年までにWFME(世界医学教育連盟)のグローバルスタンダード認証を受けていない大学の卒業生には、アメリカの医師免許を取得させない。」と決定された…。

変わりつつある日本の教育機関…

【初等・中等教育機関】 大学に入る前に子どもたちが受けている教育が大きく変わっています

- 学習指導要領の変遷 (一部)
 - 1977(S52)~1978(S53) ゆとりと充実
 - 1989(H1) 新しい学力観
 - 1998(H10)~1999(H11) 基礎・基本と「生きる力」の育成
 - 2008(H20)~2009(H21) 「生きる力」と「確かな学力」
 - 2015(H27) 道徳の「特別の教科」化
 - 2017(H29)~2018(H30) 「生きる力」学びの、その先へ
- 障害のある子どもたちに対する教育 (一部)
 - 2007(H19) 「特殊教育」から「特別支援教育」へ
 - 2011(H23) 障害者基本法の改正について
 - 2012(H24) インクルーシブ教育システムの構築へ
 - 2014(H26) 障害者権利条約批准
 - 2016(H28) 障害者差別解消法の施行
 - 2016(H28) 改正児童福祉法施行
 - 2016(H28) 改正発達障害者支援法施行
 - 2018(H30) 高等学校等の通級指導制度化

主体的・対話的で深い学び/個別最適な学び…

【高等教育機関】 大学での修学、修学支援の内容、体制、制度も大きく変わっています

- 大学教育質保証に関する動き(一部)
 - ~2003(H15) 事前規制中心の質保証システム
 - 2004(H16) 学校教育法改正
 - 事前規制と事後確認の併用型への転換
 - 第三者機関による認証評価等の義務化
 - 2022(R4) 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」
 - 2022(R4) 大学設置基準等の改正
- 障害のある学生への支援に関する動き (一部)
 - 2012(H24) 障がいのある学生の修学支援に関する検討会第一次まとめ
 - ◆ 2014(H26) 障害者権利条約批准
 - ◆ 2016(H28) 障害者差別解消法の施行
 - ◆ 2016(H28) 改正発達障害者支援法施行
 - 2017(H29) 障害のある学生の修学支援に関する検討会第二次まとめ
 - ◆ 2021(R3) 改正障害者差別解消法成立
 - 2024(R6) までに私大合理的配慮提供義務化

大学教育の質保証…

教育システムの変遷 (米国)



Highlights From the Development of CBME

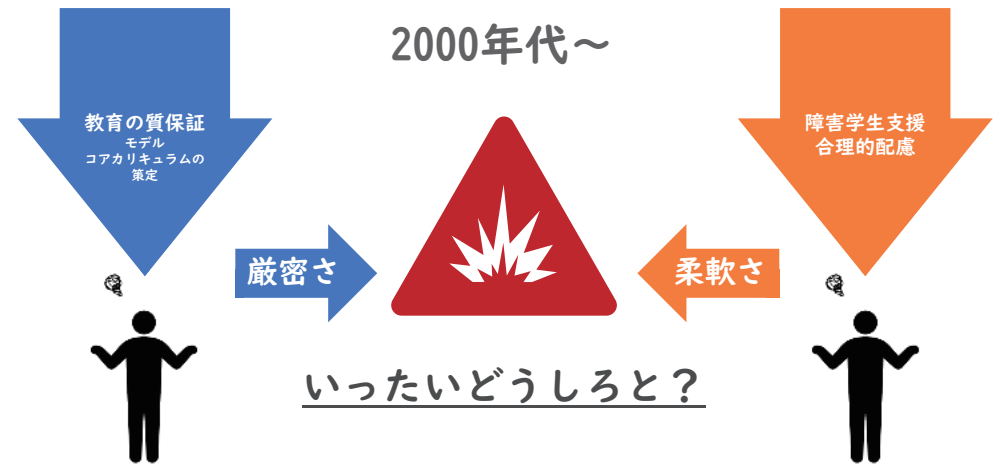


日本では医学部の2023年問題への対応

事前に示される型通りのモデルの再現を求められる教育から、その場の状況に応じて、適切な対応を、各自の能力に応じてできるかどうかを問われる教育へ！

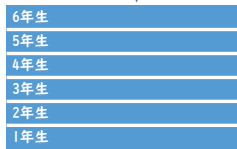
アウトカム基盤型教育へと日本でも切り替えが進む・・・

大学教員に求められている「厳密さ」と「柔軟さ」

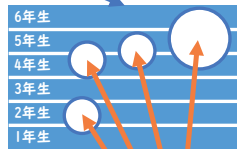


今回確認したいこと 1

卒前教育で身につけ、それを示さなければならないコンピテンシーの総体



completed!



miss!

障害によって自力では習得できないまたは困難な領域

● **アウトカム基盤型教育**による医療者としての質保証が強く求められる時代

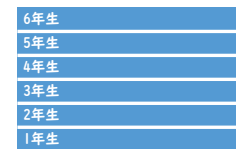
● 未履修、未達成領域が多そうな障害のある学生を医療者にしてよいのか？

● 手伝い？底上げ？に見えてしまう？合理的配慮を受けた学生は医療者としての質保証ができるのか？

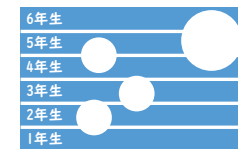
社会にどう説明する？

今回確認したいこと 2

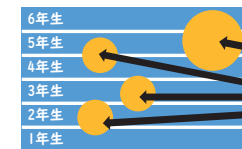
卒前教育で身につけ、それを示さなければならないコンピテンシーの総体



completed!



miss!



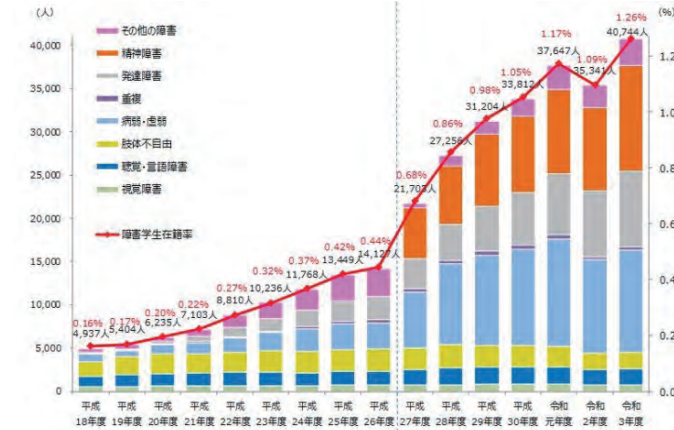
completed!

本人の努力 + 合理的配慮

これからはどちらであっても「修了者」と認める時代
承認可能な合理的配慮とは？を皆様と共に考える

障害学生支援最近の動向

高等教育機関における障害学生数 今後どうなるのか？



2021年度障害学生の割合

1.26%

米国では2016年に
在籍率19%というデータ

日本ではどこまで増える？

1.0%程度か？

「日本学生支援機構 令和3年度（2021年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」より

障害のある学生に関連する法律等の時系列による整理

2007年 (H19)	文科省「特別支援教育の推進について（通知）」
2008年 (H20)	国連「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」発効
2011年 (H23)	「障害者基本法」の改正
2012年 (H24)	文科省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」
2012年 (H24)	文科省「障がいのある学生の修学支援に関する検討会第一次まとめ（報告）」
2013年 (H25)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）」成立
2014年 (H26)	日本「障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）」批准
2016年 (H28)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）」施行
2017年 (H29)	文科省「障害のある学生の修学支援に関する検討会第二次まとめ（報告）」
2021年 (R3)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）」改正法 成立

特別支援教育体制開始
15年経過

改正障害者差別解消法 可決成立

2016(H28)年

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

附則（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

（検討）
第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他のこの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

【現行法】私立大学の合理的配慮提供は努力義務

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）
第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

2021(R3)年

3月9日 改正閣議決定

4月20日 衆議院において可決

5月28日 参議院において可決成立

→「公布の日」から3年以内に施行

【改正後】私立大学の合理的配慮提供も義務！

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）
第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

私立大学での合理的配慮提供義務化まで1年を切った！

私大の合理的配慮提供義務化で何が変わる？

「努力義務」であっても「義務」であっても
合理的配慮の提供について
“義務は義務”

大学が正当な理由なく合理的配慮不提供
≫当事者が障害者差別解消支援協議会等に申し立て≪

判断に影響も…

行政指導

民事裁判

障害学生支援、特に合理的配慮の妥当性を判断する専門部署の
拡充は避けられないのでは？

13

障害学生支援 基礎・基本

14

支援に関連する条約・法律・指針・規約等の整理

障害者の権利に関する条約
(障害者権利条約)

障害者基本法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(障害者差別解消法)

「文部科学省所管事業分野」における
障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

《初等・中等教育》 ※一部

《高等教育》 ※一部

- 「特別支援教育の推進について」
- 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
- 「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」

- 「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」
- 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」

各教育委員会/私立学校でのポリシー・規定

大学ごとのポリシー・規定

初等・中等教育段階と高等教育段階では
対応の考え方、システム、根拠が異なっていることに注意が必要！

15

第一次まとめ・第二次まとめて大学等に求められていること

第一次まとめ チェックリスト

- ◆大学等における合理的配慮の対象範囲
 - 「学生」の範囲を説明できる
 - 「障害のある学生」の範囲を説明できる
 - 対象となる学生の活動の範囲を説明できる
- ◆合理的配慮の考え方
 - ①機会の確保ができています
 - ②情報公開ができています
 - ③決定過程ができています
 - ④教育方法等の変更・調整ができています
 - ⑤支援体制ができています
 - ⑥施設・設備を整えています
- ◆短期的課題
 - 情報公開及び相談窓口の設置を完了している
 - 拠点校との関係、大学間ネットワークへの参画ができています
- ◆中・長期的課題（国レベルでの取り組みを含む）
 - ①入試の改善ができています
 - ②高校及び特別支援学校との接続の円滑化ができています
 - ③通学上の困難の改善ができています
 - ④教材の確保ができています
 - ⑤通信教育の活用ができています
 - ⑥就職支援等の体制ができています
 - ⑦専門人材の育成ができています
 - ⑧調査研究、情報提供、研修等の充実ができています
 - ⑨財政支援を受け、活用ができています

第二次まとめチェックリスト

- ◆基本的な考え方
 - 「不当な差別的取り扱い」とは何かを理解し、学内から無くしている
 - 「合理的配慮」とは何かを社会モデルの考えを踏まえ、理解できている
- ◆大学等における実施体制
 - ①事前改善措置について対応を完了している
 - ②学内規定について整備を終えている
 - ③組織について自学に最適な体制を整えられている
- ◆合理的配慮の決定手順について
 - 以下のフローが公開され、対応できる体制を整えている
 - ①障害のある学生からの申し出
 - ②学生と大学等による建設的対話
 - ③内容決定の際の留意事項
 - ④決定内容のモニタリング
- ◆紛争解決のための第三者組織
 - 必要な体制を整備でき、相談方法が公開されている
- ◆各大学が取り組むべき主要課題とその内容
 - ①教育環境の調整が適切に行われている
 - ②初等中等教育段階から大学等への移行（進学）が円滑にできている
 - ③大学等から就労への移行（就職）について体制が組んでいる
 - ④大学間連携を含む関係機関との連携ができています
 - ⑤障害のある学生への支援を行う人材の養成・配置ができています
 - ⑥研修・理解促進ができています
 - ⑦情報公開がアクセシブルな形で十分に行われている
- ◆社会で活躍する障害学生支援センターの形成
 - 東京大学PHEDについて知り活用している <https://phed.jp/>
 - 京都市大HEAPについて知り活用している <https://www.ossdr.kyoto-u.ac.jp/heap/>

16

合理的配慮とは何かを理解する

17

障害とは？

個人（医学）モデル



障害の原因は
歩けない、手が動かせない、
見えない、聞こえない、話せない、
認知に偏りがある、メンタルの不安定
などの**機能制限**にあるとする考え方

英語では **impairment**

障害は個人的なもの
解消するには治療・手術・リハビリ…
できることには限界がある

社会モデル



障害の原因は
機能制限がある人のことを考えて
作られていない
事物・慣行・観念・制度
などの**社会的障壁**にあるとする考え方

英語では **disability**

障害は**社会が生み出している**
社会が変われば
障害は減らせる、無くせる！

18

差別って何？

Question

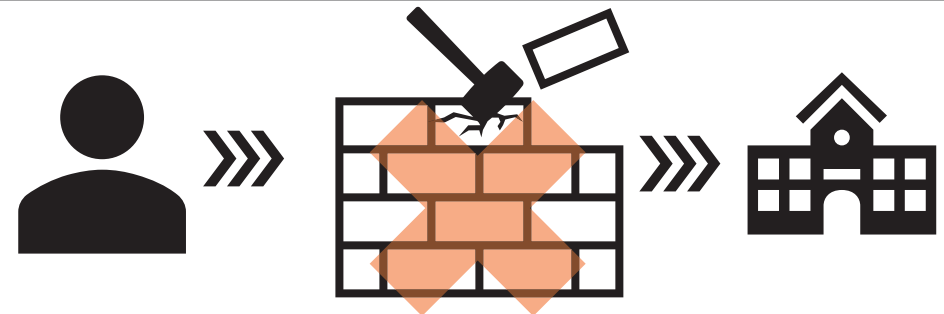
障害を理由とした「差別」とは何？

障害（≡機能制限）を理由として
平等な機会
(equal access, equal opportunity)
が**得られないこと**

障害のある学生が
学びにアクセスできない状態にしてはならない

19

合理的配慮提供の基本的考え



障害のある学生が大学等での修学をはじめとした
さまざまな活動への参加を阻む

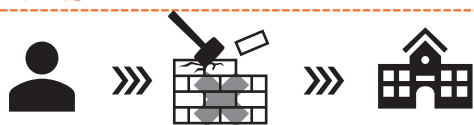
「**社会的障壁**」を
「**建設的対話**」に基づく「**変更・調整**」によりいかに取り除くか？

※ 社会的障壁とは「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」

20

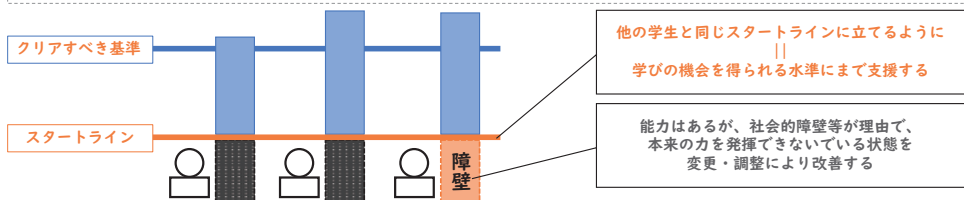
合理的配慮の基本的な考え方

合理的配慮 = Reasonable Accommodation



社会的障壁により、さまざまな活動への参加が困難になっている人に対し、その障壁となっている部分を除去したり、代替手段を提供したりすることによって、障害のない人と同等の機会を得られるようにすること。

※ 社会的障壁とは「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」



21

高等教育機関における合理的配慮の定義

障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うこと

障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、

かつ

大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

また、障害者差別解消法においては、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を取り入れており、この社会的障壁を除去するために合理的配慮が行われるとしている。

大学等においては、これらの考え方を理解し、障害のある学生への合理的配慮の提供のための取組を進めることが不可欠である。

教育を受ける権利の共有と行使の確保
= 機会の保障 ≠ 結果の保証

でも、結果の保証は全学生に対して
したい…ですよね？

「個」の支援ニーズに着目して個別に
判断する。ニーズのない学生との過剰
な比較は判断基準にならない。

「大学等」に対して、であって個々の
教員の過度の負担になるかどうかは
ない。

過剰とは
・前例は大きな参照点だが…
・前例自体が少ないため、財政・体制
での妥当性を一つ一つ問われる段階

22

合理的配慮の肝

「対話をする事」

話し合い、納得し合う (※してもらうのではない)

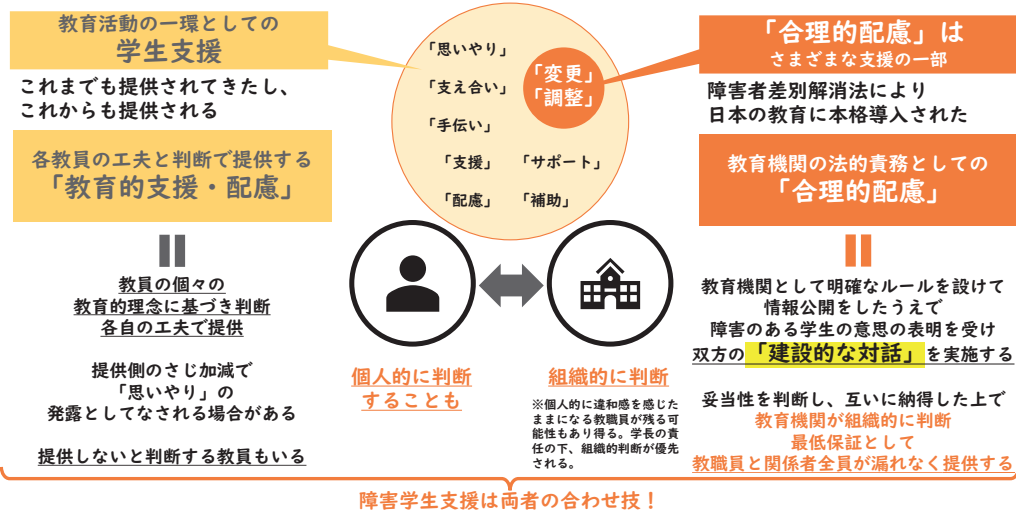
「これならできるね！」をお互いに追求し、確認し合う

支援ニーズへの対応
従来の教育手法では対応できない部分もある
どうしたら学びの機会を保障できるか

教職員が一方的に押し付けない

23

「合理的配慮」とその他の配慮・支援の違い



24

「合理的配慮」と「特別支援教育」の関係

■「合理的配慮」 障害者権利条約 第二条 定義

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

→変更と調整のみ行う＝「機会の保障」のみ ※結果の保証はしない

■「特別支援教育」

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

→その子の「得意」などところに着目し、「得意」などを伸ばし、それが「投げ所」となるようにするための教育。≡「結果の保障」有

後期中等教育機関の
高等学校では
特別支援教育
ができるため

履修困難な単位が
有っても
「教育的配慮」
「校長裁量」で
卒業できる可能性有

教育の質保証
は
全学生に必要

高等教育機関では「合理的配慮」によって「機会の保障」はできるが
ダブルスタンダードによる評価、必修免除による「結果の保障」まではできない

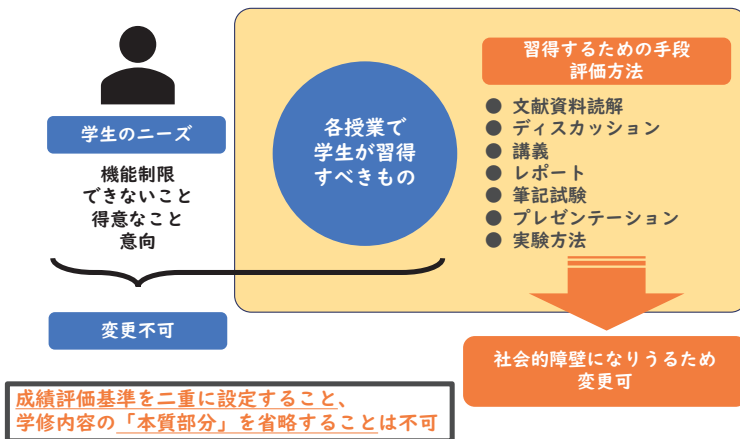
多くの人（特に保護者）がこのことを知らない

25

教育の質保証と障害学生支援 テクニカルスタンダード？

26

授業・実習・研究合理的配慮で変更・調整可能な範囲



2017.2.7 ネットワーク大学コンソーシアム岐阜 H28年度 高大連携セミナー
信州大学 高橋 知音 氏のスライドを参考に一部改変

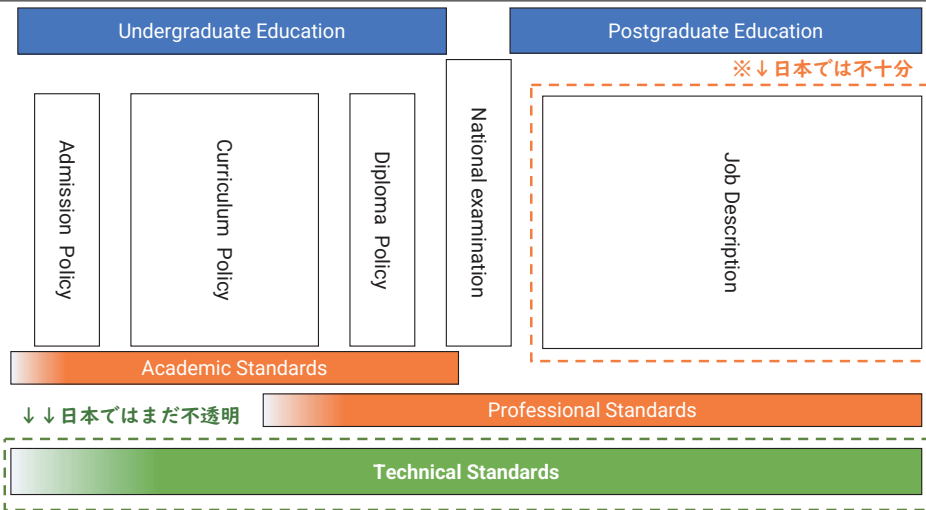
27

厳密さと柔軟さを成り立たせるためのツール？



28

Academic Standards / Technical Standards / Job Description



29

テクニカルスタンダードとは

「テクニカルスタンダードとは…」 (※ 定義暫定案)

大学／大学院等への入学時や
 修学の継続、単位取得、卒業（学位）認定時
 そして就職後を意識しつつ、
 受験生、学生がその能力を有することを示し続けることを求められる
 非学問的領域において求められる能力要件を明示したものを。

30

米国における障害者支援関連の法律

1965 **Higher Education Opportunities Act (HEOA)**
 高等教育機会法

1970 **The Individuals with Disabilities Act (IDEA)**
 個別障害者教育法

1973 **Section 504 of Rehabilitation Act**
 リハビリテーション法 第504条

→ **qualified individual with a disability の規定**

1990 **The Americans with Disabilities Act (ADA)**
 障害のあるアメリカ人法

2008 **HEOA / ADA 修正**

2014 **Workforce Innovation and Opportunity Act (WIOA)**
 労働力革新機会法

31

米国におけるテクニカルスタンダードの考え方の起点

1973 **Section 504 of Rehabilitation Act**
 リハビリテーション法 第504条



SEC. 504. (a) **No otherwise qualified individual with a disability** in the United States, ……., shall, solely by reason of her or his disability, be excluded from the participation in, be denied the benefits of, or be subjected to discrimination under any program or activity receiving Federal financial assistance or under any program or activity conducted by any Executive agency or by the United States Postal Service.

米国における **障害があることを除けば適格性のある人は何人たりとも**、障害があるという理由のみによって、連邦政府から補助金を受けるいかなる事業、又は各実施当局及び郵便サービスの実施するいかなる事業においても、参加を阻まれたり、受けるべき利益を損なわれたり、受けるべき利益を損なわれたり、差別を受けたりすることがあってはならない。

米国における障害者支援関連の法律(一部)

32

米国における「適格性のある人」の考え方

ADA §101(8) Qualified individual

The term "qualified individual" means an individual who, with or without reasonable accommodation, can perform the essential functions of the employment position that such individual holds or desires.

「適格性のある人」という用語はその人が就いているまたは希望する職務の本質的機能を「合理的配慮」があってもなくても遂行できる人を意味する。

適格性の有無の判断方法

- (1) 当該職務が要求する、障害によっては影響を受けない**選定基準**をその人が満たしているか。
- (2) 「合理的配慮」についても考慮したうえで、職務の本質的機能の遂行が可能かどうかについて判断される。なお、職務にとって周辺の業務を遂行できないことは適格性の判断に影響しない。

「本質的機能」「選定基準」を明示するため、テクニカルスタンダードが改めて示されたともいえる。

長谷川珠子「アメリカにおける合理的配慮について」(2008.06)
厚生労働省 第3回労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会 資料2 より

この規定があることも一つの理由で米国は障害者権利条約を批准していない
日本には「適格性のある障害者」という考え方は存在しない。

33

【参考】 Medical Students with Disabilities : A Generation of Practice.

1979

Special Advisory Panel on Technical Standards for Medical School Admission

※ M.D. の学位を取得するために不可欠な要件を正確に判断するためにテクニカルスタンダードを初めて示す。

Five key area

- I. intellectual-conceptual abilities 知的概念に関する能力
- II. behavior and social attributes (医療者としての) 態度や社会的特質
- III. communication コミュニケーション
- IV. observation 観察
- V. motor capabilities 運動技能

米国での経緯についてまとめてある→

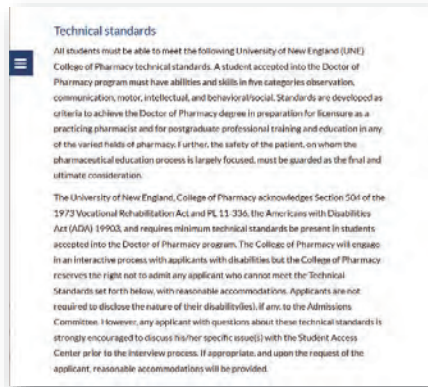
2005

American Association of Medical Colleges 米国医科大学協会 刊行
Medical Students with Disabilities : A Generation of Practice.



34

【参考】 University of New England College of Pharmacy



Observation 観察
Communication コミュニケーション
Motor 運動
Intellectual 知性
Behavioral and Social 行動/社会

→ 合理的配慮提供の有無にかかわらず
5項目のスキルと能力を有することを
学生に求めている

35

テクニカルスタンダードを欠格条項として用いるのは禁止

ADA § 102(b)(6)

障害者を実際に排除したり排除する傾向のある職務基準を用いることは、それがその職務に関連しかつ業務上の必要性に合致しない限り許されない。

→職務基準や試験方法が障害者にとって不利な効果を持つ場合には、合理的配慮を提供することにより、その不利な効果を取り除くことが求められる。

『最高裁判決に基づくADAの“障害”と“適格”の概念についてのEEOC調査官への指針』

Instructions for Field Offices : Analyzing ADA Changes After Supreme Court Decisions Addressing "Disability" and "Qualified" (EEOC 1999)

『ADAのもとでの合理的配慮と過剰な負担についてのEEOCの方針の手引き書』

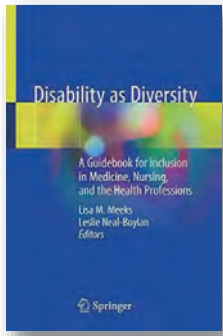
Enforcement Guidance : Reasonable Accommodation and Undue Hardship Under the Americans with Disabilities Act (EEOC 1999)

→適格性のある障害者/合理的配慮の厳密な定義について示している。

長谷川珠子, 日本学術振興会, 「アメリカにおける合理的配慮について」, 2008, 厚生労働省 第3回労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会 資料2 より
北野誠一, 桃山大学, 「ADA(障害をもつアメリカ人法) 10年の歩みと、日本における障害者権利法(JDA)の方向性その5」, 月刊ノーマライゼーション 障害者の福祉, 2001年1月号(第21巻 通巻234号)より

36

それでもテクニカルスタンダード≒新たな欠格条項？



“Organic technical standards serve as barriers for qualified students with disabilities through multiple mechanisms.”

P194

Disability as Diversity :
A Guidebook for Inclusion in Medicine, Nursing, and the Health Professions 1st ed. 2020

Lisa M. Meeks , Leslie Neal-Boylan

Springer

4 |

42

目的重視の、機能的なTSの柔軟な運用について

- 問題の発端： 「undifferentiated physician」の概念（医師は万能であるべき）
- 以前は「障害があること=できない」という先入観 *20% vs. < 1%

しかし、「万能」は現実的なのか？（産婦人科医は脳外科の手術をする？）

U. of Virginia School of MedicineのTS(抜粋)

- 次の各項目を学ぶ・実施する・そして一定の水準を満たす身体的能力:
 - ✓ Stand for extended periods of time(長時間にわたって立っていられる)
 - ✓ Assist in lifting and positioning patients for procedures(処置等のための患者の持ち上げや体位調整の補助)

U. of Michigan Medical SchoolのTS(抜粋)

- 診察・診断能力:
 - ✓ Students must possess the capacity to perform a physical examination and diagnostic examination and to provide or direct general care and the provision of emergency treatment to patients.

(通常診療および緊急時の処置を実施または指示する能力)

長崎大学 Peter Bernick先生の資料(2020)をもとに一部改変

『Organic（絶対的な能力重視）スタンダード』

『Functional（機能的な）スタンダード』

with or without reasonable accommodation 合理的配慮を受けた上で達成できたものでも良い

43

Functional Technical Standardsとは？

『Organic（絶対的な能力重視）スタンダード』

1979年にAAMCによって通知され、
目今のタスクを達成する能力ではなく、
候補者の生来の感覚的、身体的、精神的能力に焦点を当てている。

移行が
求められている！

『Functional（機能的な）スタンダード』

学生が習得しなければならないスキルを記述するが、
(たとえば、患者の機能の評価、
患者やケアチームとの効果的なコミュニケーション)
学生がそれらを達成しなければならない方法は記述しない。
(たとえば、視覚、聴覚、会話の使用)

44

《Organic TS》 《Functional TS》

《Organic TS》の例

Communication:

A candidate should be able **to speak, to hear**, and to observe patients in order to elicit information, describe changes in mood, activity, and posture, and perceive nonverbal communications. A candidate must be able to communicate effectively and sensitively with patients. Communication includes not only speech but reading and writing. The candidate must be able to communicate effectively and efficiently in oral and written form with all members of the healthcare team.

入学予定者は、情報を引き出し、気分、活動、姿勢の変化を説明し、非言語的コミュニケーションを知識するために、患者と話し、聞き、観察することができなければなりません。入学予定者は、患者と効果的かつ敏感にコミュニケーションをとることができなければなりません。コミュニケーションには、話すことだけでなく、読み書きも含まれます。入学予定者は、ヘルスケアチームのすべてのメンバーと口頭および書面で効果的かつ効率的にコミュニケーションをとることができなければなりません。

《Functional TS》の例

Communication:

Students should be able **to communicate** with patients in order to elicit information, to detect changes in mood and activity, and to establish a therapeutic relationship. Students should be able to communicate effectively and sensitively with patients and all members of the healthcare team both in person and in writing.

学生は、情報を引き出し、気分や活動の変化を検出し、治療関係を確立するために、患者とコミュニケーションをとることができなければなりません。学生は、患者や医療チームのすべてのメンバーと、直接または書面で効果的かつ敏感にコミュニケーションをとることができなければなりません。

Disability as Diversity: A Handbook for Inclusion in Medicine, Nursing, and the Health Professions 1st ed. 2020 Springer
 >9 Technical Standards
 Michael M. McKee, Steavn Gay, Sarah Ailey, and Lisa M. Meeks (P194) より

コンフリクトを乗り越え社会への説明責任を果たすには？



日本におけるテクニカルスタンダード？

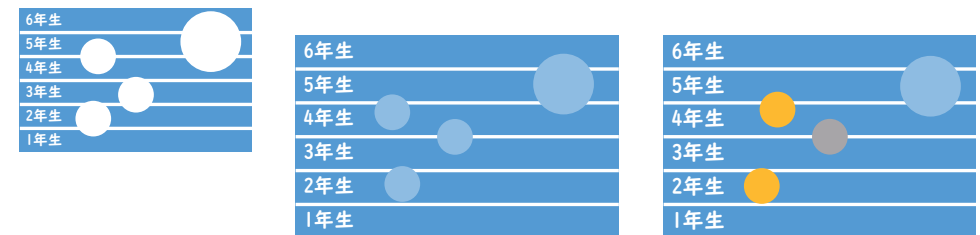
日本にはまだ
明確な形で「テクニカルスタンダード」は存在しない
テクニカルスタンダード的なものの存在のみ

モデルコアカリキュラム
ディプロマポリシー
カリキュラムポリシー
アドミッションポリシー
ルーブリック評価基準
資格取得要件 など

これらが集散的にテクニカルスタンダード的なものを構成している状態
 これらを障害のある人の排除規定にしないためにはどうしたら良いか？

これらの規定類をインクルーシブなFunctionalな表現に変えていく必要！！

Standards ≡ Frame of Reference を希求するとしても…



発達障害・精神障害はニーズが突然生じたり、
 場面に応じて日々変わっていくように見える
 (あくまでも比較論!他の障害のニーズが固定的と決めつけるのもまちがい!)

その支援の実際については川上先生にバトンタッチ!